

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和7年4月1日現在）

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

2 階病棟 認知症治療病棟入院料 1	1 日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）の数は、常時、入院患者様 20 人に対して 1 人以上です。 1 日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様 25 人に対して 1 人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて 3 人以上、うち看護職員は 1 人以上です。
3 階病棟 療養病棟入院基本料 2	1 日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様 20 人に対して 1 人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて 3 人以上、うち看護職員は 1 人以上です。
4 階病棟 精神療養病棟入院料	1 日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様 15 人に対して 1 人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて 2 人以上、うち看護職員は 1 人以上です。
5 階病棟 精神療養病棟入院料	1 日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様 15 人に対して 1 人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて 2 人以上、うち看護職員は 1 人以上です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項

●入院時食事療養費(Ⅰ)に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の管理を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時・適温で提供しております。

4. 明細書の発行状況に関する事項

●「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

●療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

当院では、証明書、診断書等保険外負担につまして、その利用日数又は利用(作成)数に応じた実費の負担をお願いしております。なお、ご利用に際しては、十分な説明と同意を確認させていただきます。①

PDF ①療養給付外サービス費税込一覧

6. 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等項

●特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

入院医療に係る特別の療養環境の提供

個室 A／1日(税込)	3,300円
個室 B／1日(税込)	2,200円
個室 C／1日(税込)	1,100円
個室 2床室(税込)	550円

6. 施設基準届出一覧

●当院は東北厚生局に下記の届出を行っております。

受理番号	基本診療料／特掲診療料の施設基準
(療養入院) 第74号	療養病棟入院基本料 30床 区分：入院料2
(診療録3) 第45号	診療録管理体制加算3
(療養1) 第28号	療養病棟療養環境加算1
(精移行) 第30号	精神科地域移行実施加算
(精合併加算) 第4号	精神科身体合併症管理加算
(精救急受入) 第4号	精神科救急搬送患者地域連携受入加算
(データ提) 第77号	データ提出加算1・データ提出加算3 □
(精療) 第44号	精神療養病棟入院料 80床 重傷者加算1
(認知1) 第12号	認知症治療病棟入院料1 50床 認知症夜間対応加算
(食) 第195号	入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)
(薬) 第98号	薬剤管理指導料
(電情) 第62号	電子的診療情報評価料
(C・M) 第102号	CT撮影
(脳Ⅲ) 第50号	脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅲ)
(集コ) 第19号	集団コミュニケーション療法科
(精) 第23号	精神科作業療法
(認デ) 第10号	重度認知症患者デイ・ケア料
(医療保護) 第104号	医療保護入院等診療料
(外在ベⅠ) 第104号	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
(入ベ18) 第1号	入院ベースアップ評価料18

7. ホームページへの掲載が必要な施設基準と掲示事項

●医療情報取得加算

当院では、顔認証付きカードリーダーを使用したオンライン資格確認を行う体制を整えております。当院を受診される患者さんにおいては受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行っています。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

なお後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくことになります。